



の申告

期間内にお早めに！

平成28年分所得税、消費税・贈与税の確定申告と、平成29年度市・県民税の申告について、上野税務署と伊賀県税事務所と伊賀市が合同で申告会場を設けます。お早めに申告してください。
※合同申告会場の開設期間中は、上野税務署・伊賀県税事務所・伊賀市役所内には申告会場を設けていませんのでご注意ください。

■■■ 所得税、消費税・贈与税、市・県民税 合同申告会場 ■■■

◆と き 2月16日(木)～3月15日(水)
午前9時～午後5時 (受付終了時間：午後4時)

※土・日曜日を除く。

◆ところ ゆめドームうえの 第2競技場

※申告会場は、所定の日時・場所以外では開設していませんので、よくお確かめの上、ご来場ください。

◆会場までの無料送迎バスについて

伊賀市役所本庁舎・各支所（上野支所を除く）・各地区市民センター（上野地区の一部）から「ゆめドームうえの」間の無料送迎バスを運行します。

■伊賀市役所（市営上野公園駐車場前）⇔ ゆめドームうえの

| 運行日 | 伊賀市役所発時刻 | ゆめドームうえの発時刻 |
|----------------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 2月16日(木)・21日(火) 23日(木)・28日(火) | 9:00 10:00 11:00 13:00 | 9:30 10:30 11:30 13:30 |
| 3月 2日(木)・7日(火) 9日(木)・14日(火) | 14:00 15:00 | 14:30 16:15 |

■各支所・各地区市民センター ⇔ ゆめドームうえの

| 発着場所 | | 運行日 |
|----------|------------|-------------------|
| 支所 | 地区市民センター | |
| 青山支所 | 神戸・比自岐・依那古 | 3月1日(水)・8日(水) |
| 阿山支所 | 府中・中瀬 | 2月22日(水)、3月10日(金) |
| 島ヶ原支所 | 長田・小田 | 2月17日(金)、3月3日(金) |
| 伊賀・大山田支所 | 友生 | 2月21日(火)、3月14日(火) |
| — | きじが台・古山・猪田 | 2月22日(水)、3月7日(火) |
| — | 諏訪・新居・三田 | 2月17日(金)・28日(火) |
| — | 花垣・花之木・久米 | 2月24日(金)、3月8日(水) |

【注意事項】

- ①各支所・各地区市民センターから「ゆめドームうえの」間の送迎バスは、場所により発着時刻が異なります。時刻表は各支所住民福祉課・各地区市民センターにありますので、お問い合わせください。
- ②バスは、交通事情やその他諸般の事情により、運休または発着時刻が遅れる場合がありますのでご了承ください。

◆市・県民税申告会場

| 開催日 | 会場 |
|-----------------|----------------------|
| 2月8日(水)・9日(木) | 島ヶ原支所 2階会議室 |
| 2月15日(水)・16日(木) | あやま文化センター 会議・工作室 |
| 2月22日(水)・23日(木) | 青山福祉センター 教養娯楽室2 |
| 3月1日(水)・2日(木) | 大山田農村環境改善センター 多目的ホール |
| 3月8日(水)・9日(木) | いがまち保健福祉センター 研修室 |

●受付時間：午前8時30分 ●相談時間：午前9時30分～正午、午後1時～4時

※定員になり次第、受付を締め切ります。

※会場は、かなりの混雑が予想されます。所得税の確定申告をする人は、合同申告会場の「ゆめドームうえの」をご利用ください。

◆ 申告が必要な人は？ 申告が必要な人は、おおむね次のとおりです。

■ 所得税の確定申告が必要な人

- 事業をしている場合や不動産収入がある場合、土地や建物を売った場合などで、平成 28 年中の所得金額の合計金額が所得控除（基礎控除・扶養控除など）の合計額を超える場合
- 給与所得者で、給与の年収が 2,000 万円を超える場合、または、1 カ所から給与などの支払いを受けている人で給与所得や退職所得以外の各種所得金額の合計額が 20 万円を超える場合
- 2 カ所以上から給与などの支払いを受けている人で、年末調整された給与以外の給与の収入金額と、給与

所得や退職所得以外の各種所得金額の合計額が 20 万円を超える場合

※平成 28 年中の公的年金などの収入金額が 400 万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下の場合は、確定申告をする必要はありません。

※確定申告をする必要のない給与所得者でも、医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受けるときは、確定申告をすることにより、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

■ 市・県民税の申告が必要な人

◎ 市・県民税の申告が必要かどうかわからない人は、こちらでチェック！

| | | | | | |
|-----------------------|-------------------|------------------|--|---------------------|------|
| 平成 29 年 1 月 1 日現在伊賀市に | 住民票のある人 | 平成 28 年中に所得があった人 | 所得が給与のみの人 | 給与支払報告書が勤務先から提出済みの人 | 申告不要 |
| | | | | 給与支払報告書が勤務先から未提出の人 | 申告必要 |
| | 所得が公的年金のみの人 | 平成 28 年中に所得があった人 | 公的年金支払報告書が支払者から提出済みの人 | 申告不要 | |
| | | | 上記の人のうち社会保険料控除などを受け人 | 申告必要 | |
| | 平成 28 年中に所得がなかった人 | 住民票のない人 | 公的年金支払報告書が支払者から未提出の人 | 申告必要 | |
| | | | 営業や農業、不動産、株式配当などの所得があった人 | 申告必要 | |
| | | | 医療費控除などを受けようとする人 | 申告必要 | |
| | | | 伊賀市在住のどなたかに扶養されていた人 | 申告不要 | |
| | | | 伊賀市在住のどなたにも扶養されていなかった人 | 申告必要 | |
| | | | 伊賀市に事務所・事業所・家屋敷を有する人 ※所定時期に申告書を送付します。 | 申告必要 | |

◆ 申告に必要なもの

- ① 印鑑・筆記用具
- ② 申告書（税務署または市役所から送付されている人）
- ③ 税務署からのお知らせはがき（送付された人のみ）
- ④ 平成 28 年中の所得を明らかにできる書類
 - 給与・報酬・賃金・年金がある人は源泉徴収票または支払調書（いずれも原本）
 - 営業・農業・不動産所得がある人は収支内訳書または青色申告決算書（事前に作成しておくこと）
 - 配当・一時・雑所得などの所得がある人は配当の支払通知書などその所得を証明する書類
- ⑤ 控除を受けるために必要な証明書など
 - 国民年金保険料の控除証明書または領収証
 - 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の領収証または証明書（年金から天引きされている場合は、公的年金等の源泉徴収票に金額が記載されています。）
 - 生命保険料・個人年金保険料・地震保険料などの領収証または証明書
 - 医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収証

と保険などで補てんされる金額の分かる書類（あらかじめ支払金額を計算しておくこと）

○ 受けようとする控除の必要書類または証明書類

⑥ 所得税の還付申告をする人は預貯金口座情報のわかるもの（申告する人の名義の口座に限ります。）

⑦ 本人確認書類

平成 28 年分の申告から、マイナンバーの記載が本格化します。申告手続きなどには、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

方法 1：マイナンバーカード（個人番号カード）

方法 2：通知カードと身元確認書類*

* 運転免許証・健康保険証・パスポート（旅券）・在留カード・国民年金手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳など（写真のない身分証明書の場合は、本人確認書類が 2 点以上必要です。）

※①～⑦以外に、申告内容によってはほかの書類などが必要になる場合があります。

※昨年のご自身の申告書の控えや申告資料をお持ちいただくと、申告内容の確認などがスムーズに行えます。

◆ 注意事項

< 確定申告書第二表 住民税に関する事項について >

16歳未満の扶養親族・配当に関する住民税の特例・非居住者の特例・配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額・寄附金税額控除などの各事項について該当

がある場合は必ず記入してください。

記入のない場合は、住民税額の課税計算に適用されませんので、ご注意ください。

申告書をもとに 証明書を発行しています

所得税や市・県民税の申告が必要な人が申告をしないと、借り入れ・扶養・住宅・福祉・教育などの申請に必要な証明書（所得証明書・課税証明書）が発行できません。また、各種制度での適用が受けられなくなることがあります。

申告は市民生活に欠かせないものです。申告が必要な人は必ず申告してください。

要介護・要支援認定を受けている人の 税の障害者控除について

身体障害者手帳や療育手帳などをお持ちでなくても、次のいずれにも該当する人は、「障害者控除対象者認定書」により、所得税や市・県民税の障害者控除を受けることができます。

①市内に住所がある65歳以上で、12月31日時点で要支援・要介護認定を受けている人

②直近の市介護認定審査会資料で、日常生活自立度の判定が、障害者控除対象者認定基準以上である人

認定書の交付には申請が必要です。なお、認定書の交付は1月中旬以降となります。ご不明な点はお問い合わせください。

【問い合わせ】 介護高齢福祉課 ☎ 26-3939 FAX 26-3950

■ 国税庁ホームページの 「確定申告書等作成コーナー」で、 「申告書」が作成できます！



「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額などを入力すれば税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。また、給与・年金所得のみの場合の申告書作成画面も操作しやすく、自宅で簡単に申告書を作成できます。

いーたっくす e-Tax を利用して所得税の申告をすると…

①添付書類の提出または提示を省略できます。

源泉徴収票や医療費の領収証などの記載内容を入力して送信することで書類の提出または提示を省略できます。（確定申告期限から5年間、税務署から書類の提出または提示を求められることがあります。）

②還付金を早く受け取ることができます。

※ e-Tax を利用するには、インターネット環境に接続されたパソコン・電子証明書（マイナンバーカード・住民基本台帳カード）・ICカードリーダーライターが必要です。

《確定申告書用紙の送付について》

昨年の確定申告で、e-Tax を利用して申告した人や、申告会場でパソコンによる電子申告をした人、国税庁のホームページで申告書を作成し書面で提出した人には、電子申告の推進とペーパーレス化の促進のため、確定申告書用紙が送付されませんので、ご了承ください。

なお、申告書の送付の有無にかかわらず、確定申告が必要となる人は、お早めに申告していただきますようお願いいたします。

【申告書の送付先・問い合わせ】

●所得税、消費税・贈与税の確定申告

〒518-0836 伊賀市緑ヶ丘本町1680番地
上野税務署
☎ 21-0950 ※自動音声案内に従ってください。

●市・県民税の申告

〒518-8501 伊賀市上野丸之内116番地
伊賀市財務部課税課市民税係
☎ 22-9613 FAX 22-9618

●国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>)

○「確定申告書等作成コーナー」の操作方法が分からないとき (e-Tax・作成コーナーヘルプデスク)
☎ 0570-01-5901

○マイナンバーカードに係るICカードリーダーライターの設定、パソコン操作などがわからないとき (マイナンバー総合フリーダイヤル) ☎ 0120-95-0178
※自動音声案内に従い、「1」を選択してください。